

溶生会 総会・特別講演会の議事次第および議事録

議事次第

開催日時：平成 23 年 10 月 22 日(土) 14:30～17:30

開催場所：千里阪急ホテル 仙寿の間

1. 総会議事：14:30～15:30 司会：西本和俊（専務理事）

- 議 事：1) 「溶生会」本部役員について
2) 新会長の挨拶
3) 学年幹事について
4) 同窓会会則の改定について
5) 名簿発行について
6) その他

2. 特別講演会：15:30～16:30 司会：西本和俊（専務理事）

福永伸哉 大阪大学文学研究科教授

「古代青銅器の製作・流通から見た邪馬台国論争のゆくえ」

総会議事録

1. 「溶生会」本部役員について

「溶生会」の本部役員が次の通り、承認された。

役職	氏名	卒業年	所属
会長	日 納 義 郎	昭和 42 年	住友重機械工業(株)
副会長	中 西 保 正	昭和 47 年	(株)IHI
副会長	廣 瀬 政 義	昭和 50 年	(株)荏原製作所
副会長	馬 淵 晃	昭和 52 年	富士重工業(株)
専務理事	藤 本 公 三	昭和 53 年	大阪大学
理事	北 村 信 男	昭和 49 年	ユニバーサル造船(株)
理事	堅 田 寛 治	昭和 50 年	(株)小松製作所
理事	篠 崎 賢 二	昭和 51 年	広島大学大学院
理事	安 田 功 一	昭和 51 年	JFE スチール(株)
理事	名 山 理 介	昭和 52 年	三菱重工業(株)
理事	井 上 正 二	昭和 53 年	日新製鋼(株)
理事	浅 井 知	昭和 53 年	(株)東芝
理事	廣 瀬 明 夫	昭和 54 年	大阪大学
理事	古 賀 信 次	昭和 54 年	川崎重工業(株)
理事	松 枝 啓 之	昭和 54 年	関西電力(株)
理事	加 幡 博 史	昭和 54 年	住友重機械工業(株)
理事	小 川 和 博	昭和 55 年	住友金属工業(株)
理事	北 側 彰 一	昭和 55 年	日立造船(株)
理事	水 谷 良 治	昭和 55 年	トヨタ自動車(株)
理事	加 柴 良 裕	昭和 56 年	三菱電機(株)
理事	久 保 雅 男	昭和 59 年	パナソニック電工(株)
理事	瀬 戸 厚 司	昭和 59 年	新日本製鐵(株)

2. 同窓会会則の改定について

外部の企業などから資金、研究者などを受け入れて、大阪大学の教員と出資企業からの研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことによって、優れた研究成果が生まれることを促進する共同研究講座が新たに設置され、現在、生産科学コースの関連で、

- ・三菱電機・生産コンバージング・テクノロジー共同研究講座（三菱電機(株)）
- ・溶接保全共同研究講座（関西電力(株)）
- ・創・蓄・省エネデバイス生産技術共同研究講座（パナソニック(株)）

の3つの共同研究講座が設置されている旨、報告された。この生産科学コース関連の共同研究講座の教官を本溶生会の特別会員とすることが提案され、了承された。

また、溶生会会則の第10条（役員を選任）における支部長及び支部役員を選任に関する会則「支部長及び支部役員は当該支部で選任し、紹介で承認する」を「支部長及び支部役員は当該支部で選任し、理事会に報告する。」と変更することが承認された。

3. 学年幹事について

溶生会の活動を活性化するための学年幹事候補として、理事会より推薦され、配布された学年幹事リストのとおり承認された。

4. 同窓会名簿について

平成18年に開催された前回の総会において、個人情報保護法の下、多数の会員から個人情報記載を不可とする回答が有り、動静調査は引き続き継続するが、名簿の発刊を中止することが決められた。しかし、会員から名簿発刊を望む声が多く寄せられたことから、理事会において検討を行い、次のように対応することが承認された。

発行形態：EXCEL ファイルを Pdf 化して、CD-ROM にて発行する。

ファイルは、卒業年ごとと会社・大学等の機関ごとの2種類の形態とする。

Web 閲覧形態を模擬して、卒業年 Index、機関 Index から各ファイルを呼出して閲覧する。

記載情報：卒業年、氏名、自宅情報（住所、電話、E-mail）、機関所属情報（会社・機関名、部署、住所、電話、E-mail）、個人情報の記載可の連絡をいただいた方の情報のみを記載する。

販売価格：3,000 円

5. 動静調査における個人情報保護法への対応について

溶生会では、定期的に会員動静調査を行っており、会員の情報収集において、個人情報保護法の観点での課題が生じてきた。このため、動静調査の情報収集に関して、次の対応をとることが提案され、承認された。

動静調査の課題

動静調査では、大学の教官、支部、学年幹事から会員の個人情報の提供を受けているが、個人情報の提供・取り扱いについて、個人情報保護法の観点から問題となることも想定される。

対応方法

会員に対して、動静調査を含め、「溶生会」にかかわる案内を送付する際、次の事項を明確にしておく。

- 1) 「溶生会」の動静調査において収集した個人情報は、「溶生会」の活動でのみ使用し、それ以外には使用しないことを明示する。
- 2) 動静調査において、出身研究室や同級生等の第三者に対し照会を行い、会員の動静情報を収集することを承諾してもらう。承諾不可の場合、「溶生会」に連絡をもらうようにする。